

船舶事故調査報告書

令和7年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|---|
| 事故種類 | 乗揚（定置網） |
| 発生日時 | 令和6年9月16日 16時30分頃 |
| 発生場所 | 宮城県気仙沼市気仙沼湾南方沖 岩井埼灯台から真方位135° 1,200m付近 (概位 北緯38°49.2′ 東経141°36.8′) |
| 事故の概要 | プレジャーボートHappinessは、航行中、定置網に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和6年10月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート Happiness、8.5トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 210-46249宮城、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 本船 なし 定置網 ロープに切損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、気仙沼湾南方沖を航行中、定置網の縁（外側）に付属するロープに乗り揚げた。 船長は、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、来援した海上保安庁の巡視艇及び航空機により救助され、本船は巡視艇により気仙沼港へえい航された。 船長は気仙沼湾南方沖に設置された定置網の詳細な敷設状況を知らなかった。 (付図1 事故発生場所概略図 参照) |
| 分析 | 本船は、航行中、船長が、航行予定海域の水路調査を行わなかったことから、気仙沼湾南方沖に設置された定置網の詳細な敷設状況を知らずに操船し、定置網に乗り揚げた可能性があると考えられるが、船長から必要な情報が得られなかったため、航行状況の詳細を明らかにすることはできなかった。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、航行中、船長が、航行予定海域の水路調査を行わなかったため、定置網の敷設状況を知らずに操船し、定置網に乗り揚げた可能性があると考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、定置網が設置されている海域を航行する際、航行予定海域の定置網の敷設情報について、海上保安庁ウェブサイト（海洋 |

状況表示システム) や現地の漁業協同組合で確認するなどして事前に把握しておくとともに、定置網付近を航行中は見張りを厳重に行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

